

グループ贈収賄防止基本方針

フジシールグループ(以下 FSG)は、「包んで<価値>を日々新たなところで<創造>します。」を経営理念に掲げ、「FSG 倫理綱領」において、事業活動を行う各国・地域のあらゆる適用法令、規則を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うこと(コンプライアンス)を基本方針としています。FSG は、「FSG 倫理綱領」に基づき、贈収賄防止に関する取組みを推進するため、本方針を制定します。

1. 適用範囲

本方針の適用範囲は、FSG のすべての役員および従業員(期間を定めて雇用される従業員を含む。以下「FSG 役員・社員」)とします。

2. 遵守事項

(1)贈収賄行為の禁止

FSG 役員・社員は、何人に対しても、直接、間接のいかんを問わず、賄賂の供与・申出・約束をせず、また、賄賂を受領しません。

(2)公務員等への接待・贈答の禁止

FSG 役員・社員は、公務員や公務員に準ずる者等¹に対して、不正な利益等を得るための贈収賄行為(いわゆる「ファシリテーション・ペイメント」(定型的な行政手続きの円滑化や迅速化を目的として行われる少額の支払い)を含む)を行いません。

(3)コンサルタント等の第三者による贈賄の禁止

FSG 役員・社員は、コンサルタント、エージェント、代理店等の第三者を通じた贈賄の指示を行いません。また、その第三者による贈賄の事実やその兆候を知りながら黙認しません。

(4)関連法令の遵守

FSG 役員・社員は、本方針および関係する国または地域における贈賄禁止関連法令²(以下

¹ ・外国(外国の地方公共団体も含む)の立法、行政、司法の職にある者
・外国の公的機関(公共の利益に関する特定の事務を行うために特別の法令によって設立された組織)の職員等外国のために公的な任務を遂行する者
・公的な企業の職員等外国のために公的な任務を遂行する者
・公的国際機関の職員又は事務受託者

² 日本:不正競争防止法等

「関連法令」)を遵守します。

3. 運用

(1)グループ会社における贈収賄防止管理体制の構築・運用と定期的な監視・検査・評価等

FSG は、贈収賄防止に関し、国・地域の特性やリスクに応じて、グループ各社で適切な贈収賄防止管理体制を構築・運用するとともに、それが正しく運用されているか、定期的に監視・検査・評価し、贈収賄防止管理体制の継続的な改善を図ります。

(2)会計帳簿等への記録・管理の徹底

FSG は、本方針および関連法令の遵守に関する説明のため、事実に基づき正確に会計帳簿に記録し、関連帳票をグループ各社のローカルルールに従い管理します。

(3)違反の疑いがある場合の報告義務

FSG 役員・社員は、本方針および関連法令ならびにグループ各社のローカルルールに違反している疑いがある場合は、適時適切な処置を可能とするために、速やかにグループ各社のコンプライアンス担当部門に報告しなければなりません。

4. 罰則(違反時の対応)

FSG は、本方針または関連法令に違反もしくはその恐れのある行為を発見した場合には、厳密な社内調査を実施するとともに、関係当局等の調査に全面的に協力します。

FSG は、本方針その他ローカルルールに違反した FSG 役員・社員に対し、個人としての法的責任に加え、グループ各社のローカルルールに従い厳正な処分を行います。

制 定 2022 年 1 月 26 日

米国:海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act, “FCPA”)

英国:2010年贈収賄法(Bribery Act 2010)

その他国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約に基づきまたは関連する同様の法をいいます。